

令和2年5月1日

保護者各位

狛江市子ども家庭部
児童育成課長 片岡 晋一

緊急時特別保育の再延長について

日頃から狛江市の保育行政にご理解とご協力をいただき、また、4月からの緊急時特別保育実施に伴い、保護者の皆様におかれましては、多くの方にお子さまをご自宅で保育していただき、誠にありがとうございます。現時点においても全国及び東京都の感染状況は減少傾向に転じているか明確には示されていない状況にあります。また、国による緊急事態宣言の継続については、大型連休中に判断されるとの報道がなされていることから、保護者の皆様には以下のとおりご協力をお願いいたします。

記

1. 緊急時特別保育の延長について

感染症拡大防止を目的として5月30日(土)まで市内保育施設を休園いたします。ただし、以下の方については、保育の受入を行います。該当する方で保育を希望される方は、「緊急時特別保育希望書兼同意書」を在籍の園へ5月8日(金)12:00までにご提出ください。直接ご提出ができない方は、電話にて園へご相談ください。

<保育受入対象者>

次の業種に両親とも(ひとり親の場合は、その親)に該当する場合は受入対象とします。ただし、該当職種であっても、職場等で調整がつく場合は、なるべく自宅保育をお願いいたします。

- (1) 日用品・食品等の生活必需品に関わる「製造業」「運輸・郵便業」「卸売小売業」
- (2) ガス・水道・電気の保守業務に関わる「ライフライン系業種」
- (3) 「医療・福祉業」
- (4) 業務が滞ることによって国民の生活に支障が出る「公務業」
- (5) 上記4つの内容に関わる「情報通信業」「金融・保険業」

※これ以上、緊急事態宣言を長引かせず短期間で事態を収束させるためにも、在宅勤務の方は自宅保育へのご協力をお願いいたします。

※今回の緊急時特別保育を受けられる方は、5月8日(金)12:00までに保育希望書兼同意書をご提出された方のみとします。(直接ご提出ができない方は、電話にて園にご相談ください。)

※上記職種にかかわらず、やむをえず保育が必要な場合は、在籍園にご相談ください。

<保育受入方法>

- (1) 保育実施場所については、引き続き在籍園又は系列園での実施といたします。

裏面へ→

- (2) 保育実施時間は、在籍園の時間に準じます。保育時間の短縮にできる限りご協力いただき、延長保育の利用はお控えください。なお、延長料金については、料金が発生いたします。
- (3) 給食についても、引き続き中止といたします。別途、各園からお弁当・おやつ・飲み物等の持参通知がありますので、そちらをご確認ください。

2. その他

今後も、新型コロナウイルス感染症の状況によって、上記実施内容を延長する可能性があります。変更がある場合は、別途お知らせいたします。

また、市役所職員の在宅勤務も延長となります。新型コロナウイルスに関連した対応等については、決定し次第、園を通じてご案内をいたしますので、5月29日(金)までの期間において、市役所へのお問合せ・ご来庁はできる限り控えていただきますようお願いいたします。

皆様には急なお知らせとなり、ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解とご協力の程、よろしく願いいたします。

問合せ先：保育希望・給食について→在籍園へ

保育料について→狛江市児童育成課幼児教育・保育係

03-3430-1111 内線 2316・2317・2328・2329

